

第30回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年12月25日(木) 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第 3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 長嶺 敏彦

中部地区担当 井上 浩児 以上2名

5 欠席委員 農業委員

5番委員 熊谷 喜彦 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同 総括主査 佐藤 泰生

同 主任主査 細川 直樹

同 主査 大村 和臣

開会時刻 令和7年12月25日（木） 午前11時00分

佐々木事務局長 只今より第30回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第30回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年11月26日から令和7年12月25日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第29回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、親族間の調整により耕作実態に合わせて農地を贈与する案件です。

以上から議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、熊谷喜彦農業委員、長嶺敏彦推進委員、井上浩児推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第1号について、令和7年12月16日に熊谷農業委員及び井上推進委員と現地調査を実施しましたので報告します。

整理番号1番の現地は、農地として利用できる状況にあることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、西側及び南側が住宅地に接して集落を形成していることから、農地転用目的の不許可の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画ですが、土地代金は全額支払済みのため領収書により確認しており、工事は転用事業者が直営で施工し完了済みとなっております。

なお、本案件につきましては、本年7月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。その際にもご説明申し上げましたように、本案件は農地法の手続を経ないまま転用事業が行われたため、違反転用として国・県にも報告の上対応を進めていたものでありますが、当該排水施設を必要とする隣接の分譲住宅地ではもう既に複数の居宅が建築されて居住が始まっており、それら住民生活への影響が大きいこと等から、やむなく追認案件として対応を進めてきた経緯があるものです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査につきましては、第25回総会議案第4号において報告済みですので省略しております。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 事業主の代表の方について、この方は他でも問題が見られたと思うのですが、何とかこういうような違反行為を前もって抑えられる方法とかそういうことも考える必要があるのではないのでしょうか。

細川主任主査 今回の違反転用にあたりましては、転用事業者の方から始末書の提出を受けているところであり、その中では農地法を遵守するとともに今後はこのようなことを起こさないということを誓約されているものでありましたので、そういう中で今回は反省の色が十分見られるということから、先立って本件の審議を行った先般の農振除外の意見決定議案につきましては賛成全員で意見なしということを決定的にいただいたところであります。

転用事業者自身に関しますと、農業委員会としては今まで違反になり得るものとして行為を踏み止まらせる等とした指導はしておりますが、正式に違反転用として処分に至った事案はございませんの

で、違反転用としての手続を進めたものは今回が初めてということになっております。

ただ、こちらの事業者の代表者は、あくまでも当農業委員会では新規就農として営農に関する審査や耕作権に関する議案審議をしたこともある農業者でありますので、農地としての適切な使い方については当然承知しているはずでありますし、今回の違反転用事案では事業者としても一定の指導を受けている訳でもございますので、今後につきましては、同じようなことを引き起こすようなことがありましたならば、それ相応の処分を当然考えていく必要があるのではないかと考えるところです。

それに対していくためには、今後も地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々の協力を得ながら、そういった事案については疑わしいものも含めて確認次第ご報告等をいただいた上で、早めの対応を講じていくようにしたいと考えております。

議長 他に質疑ございますか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号1番は、2番吉清水委員が該当します。

つきましては、整理番号1番を先に審議し、次に整理番号2番から8番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

それでは、議案第3号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は13ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地中間管理機構の一時貸付制度を活用した案件となります。一時貸付制度とは農地中間管理事業の特例売買手続の1つであり、売買を希望する農地所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者に対して最大3年間の貸付を行い、その後売買の手続を行うものです。今回、最大3年の貸付期間が令和7年11月末をもって終了したことから、制度に基づき借受者が当該農地を買い受けるものです。

以上、本案件は農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は耕作者の変更は生じないため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号のうち整理番号2番から8番までを審議いたします。

事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち残りの案件について補足説明いたします。議案

書は14ページから18ページまでと20ページから23ページまでをご覧ください。

整理番号2番は、当事者間の調整により地域の農業者に利用権を設定する案件です。

整理番号3番は、地域の推進委員が相談を受けて調整を図り、地域の認定農業者に利用権を設定する案件です。

整理番号4番は、農業公社が遊休農地解消対策事業を実施するため本年6月の総会でご審議いただき、一時的に農業公社に権利設定を行った案件に関連する案件です。遊休農地解消対策事業は、農地中間管理機構が簡易的な整備によって遊休農地を解消することにより地域の担い手への集積、集約化を支援するために実施される事業ですが、この度事業が完了したことから、今回の事業を希望した地域の担い手に利用権を設定するものです。

整理番号5番は、土地所有者からは耕作者を探して欲しいという相談、地域の農業者からは規模拡大を図りたいという相談をそれぞれ受けたため、地域の推進委員が調整を図り規模拡大を希望する地域の農業者に利用権を移転する案件です。

整理番号6番は、地域の担い手法人が農地を借り受けていましたが、当事者間の調整により地域の農業者に利用権を移転する案件です。

整理番号7番は、当事者間の調整により地域の認定農業者に利用権を移転する案件です。

整理番号8番は、当事者間の調整により実際に農作業に従事している者に利用権を移転する案件です。

以上、本案件については、いずれも農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件のうち整理番号4番から8番までは再配分の案件のため現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号2番及び3番の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは、私の方から議案第3号のうち整理番号2番及び3番について、現地調査を実施しましたので報告します。

こちらの現地は、全て耕作あるいは農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号2番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち整理番号2番から8番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は25ページ及び26ページをご覧ください。
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、一本木中学校から南東へ約500メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は道路を挟み農地、南側は宅地、北側は農地になっており、現地は南側はコンクリートで区画された元堆肥置場、北側は雑草が繁茂し土には砂利が混ざり通路等として踏み固められてから相当の時間が経過しているものと見られる様子が確認できました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告についてにつきましては、お手元の議案書27ページからのおとりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第30回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年12月25日(木) 午前11時25分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和7年12月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一